

くれしんキッズアカデミー 会員規約

第1条

この規約は、呉信用金庫（以下「当金庫」といいます）が組織・運営する「くれしんキッズアカデミー」の会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「規約」といいます）とします。本規約の一部を構成するものには、当金庫の公式ホームページ上への掲載、各種案内等の郵便、その他当金庫が提示する諸規程（これらを以下「諸規程」といいます）も含まれます。本規約の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されます。

第2条【名称】

この会は、「くれしんキッズアカデミー」と称します。

第3条【会員資格】

会員とは、12歳（小学生）以下のお子様とし、入会申込時において本加入内容を承諾のうえ、当金庫所定の手続きによる入会申込みを行った方とします。

第4条【会員特典】

当金庫は、本会員に以下の特典を提供します。

なお、特典内容については、会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。また特典を利用できる方は、会員およびその家族とします。

- (1) 各種イベントへの案内
- (2) 子育て応援商品および当金庫キャンペーン商品の案内

第5条【特典の利用】

特典の利用は、当金庫が定めた方法により、会員およびその家族と確認できた場合のみ受けることができるものとします。

第6条【会員への通知方法】

本規約および本会の事項に関する当金庫から会員に対する通知は、電子メールによるご案内、別途当金庫の公式ホームページ上への掲載を行った時点から、その効力を生じるものとします。

第7条【届出事項の変更】

- (1) 会員が当金庫に届け出た氏名、住所、メールアドレスなどに変更があった場合は、第13条【問い合わせ】に記載されている当金庫担当部門までご連絡していただきます。
- (2) 前項の届出がないため当金庫から送付する通知、書類その他のものが到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情がある時はこの限りでないものとします。

第8条【会費】

会費は無料とします。

ただし、イベント内容によっては実費をいただく場合がございます。

第9条【退会】

- (1) 会員資格の有効期限は、会員が小学校を卒業するまでとします。
- (2) 会員は、会員資格の喪失または有効期限の終了をもって自動的に会員から退会するものとします。
- (3) 会員の希望による退会については、第13条【問い合わせ】に記載されている当金庫担当部門までご連絡していただきます。
- (4) 本会の運営上において、妨げとなる行為があった場合。
- (5) その他、当金庫が会員として不適当と認めた場合。

第10条【譲渡等の禁止】

会員は本規約に基づく本会の会員としての地位を第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、名義変更等はできないものとします。

第11条【会員情報の利用目的】

会員および保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日および電子メールアドレス等の個人情報に関する当金庫の利用目的は次の各号のとおりとし、当金庫の個人情報保護方針およびその他法令を遵守するものとします。

- (1) 当金庫が主催または協賛するお子様向け企画・イベントや当金庫商品等のお知らせを、会員ならびに保護者宛に電子メール、郵便等により送付すること。
- (2) 本会の企画・運営に反映させるため、また不明、確認事項等が生じた場合の連絡。

第12条【プライバシーポリシー】

当金庫における個人情報の取扱いは、当金庫プライバシーポリシーにて定められており、当金庫のホームページにてご確認ください。

第13条【問い合わせ先】

この規約についてのお問い合わせ、又は本会に関するご質問は、当金庫の地域貢献部（くれしんキッズアカデミー事務局）までお願いします。

〒737-8686

広島県呉市本通2丁目2-15

呉信用金庫 地域貢献部（くれしんキッズアカデミー事務局）

Tel 0823-25-6826